

鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小型浄化槽を設置する者に対し、小型浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上及び放流水のBOD1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第13条の規定により国土交通大臣の型式認定を受け、かつ、合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生労働省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存の単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取り処分する方式の既存の便槽（泡、少量の水等を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、小型浄化槽を設置することをいう。
- (7) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は市内に事業所及び住所を有する個人をいう。
- (8) 市外業者 前号に掲げる者以外の者をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業実施区域を除く市内全域において住宅に小型浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、小型浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、貸主の承諾を得ずに小型浄化槽を設置する者
- (3) 国、県及び市並びにこれらに準ずる者でその施設に小型浄化槽を設置する者
- (4) 販売目的で、小型浄化槽付き住宅等を建築する者

(5) 新たに小型浄化槽を設置する者（転換により設置する者を除く。）
(補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、小型浄化槽の設置に要する費用として、補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 転換と併せて単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する費用の補助は、別表第1に定める額に別表第2に定める額を加えた額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、小型浄化槽の設置に要する経費（市長が認める経費に限る。以下「小型浄化槽設置経費」という。）並びに単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する経費（市長が認める経費に限る。以下「単独処理浄化槽撤去経費」という。）が、前2項に定める補助金の額に達しない場合は、当該小型浄化槽設置経費及び単独処理浄化槽撤去経費の額をもって補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽審査書の写し
- (2) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 工事費見積書の写し
- (4) 誓約書
- (5) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 保証登録証
- (7) 浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- (8) 平面図
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないことを決定した者に対しては鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(工事の期間)

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定後60日以内に小型浄化槽を設置しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(変更承認申請書)

第8条 補助対象者は、第6条に規定する鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付の対象となる小型浄化槽を設置する事業（以下「補助

事業」という。)に係る補助金の交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業変更承認通知書(別記第5号様式)により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (2) 浄化槽工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽工事チェックリスト
- (5) 施工写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(別記第8号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の吾平町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年吾平町要綱第4号）、串良町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則（平成7年串良町規則第4号）、鹿屋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成9年鹿屋市告示第10号）又は輝北町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成9年輝北町訓令第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月31日告示第39号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第36号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第47号）

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年3月25日告示第36号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月25日告示第165号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日告示第100号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分		人槽	補助額
市内業者	単独処理浄化槽からの転換	5人槽	382,000円
		6人槽・7人槽	464,000円
		8人槽から10人槽	598,000円
	くみ取り便槽からの転換	5人槽	432,000円
		6人槽・7人槽	514,000円
		8人槽から10人槽	648,000円
市外業者	単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	5人槽	332,000円
		6人槽・7人槽	414,000円
		8人槽から10人槽	548,000円

別表第2（第4条関係）

区分	補助額
単独処理浄化槽撤去経費	100,000円

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第11条関係）